

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行		改正		備考																															
目次		目次																																	
第1章 総則(第1条・第2条)		第1章 総則(第1条・第2条)																																	
第2章 本則(第3条-第20条)		第2章 本則(第3条-第20条)																																	
第3章 雑則(第21条・第22条)		第3章 雑則(第21条・第22条)																																	
附則		附則																																	
本則		本則																																	
第2章 本則		第2章 本則																																	
(国際交流会館の寄宿料等)		(国際交流会館の寄宿料等)																																	
第6条 東京農工大学国際交流会館規程第11条に定める寄宿料及び使用料については、次のとおりとする。		第6条 (略)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>留学生の寄宿料</th> <th>研究者の使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">府中国際交流会館</td> <td>单身室</td> <td>月額 5,900 円</td> <td>月額 8,900 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夫婦室</td> <td>月額 11,900 円</td> <td>月額 17,400 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族室</td> <td>月額 14,200 円</td> <td>月額 25,800 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小金井国際交流会館</td> <td>单身室</td> <td>月額 4,700 円</td> <td>月額 12,100 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夫婦室</td> <td>月額 9,500 円</td> <td>月額 26,400 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族室</td> <td>月額 14,200 円</td> <td>—</td> <td>研究者用の家族室は無し。</td> </tr> </tbody> </table>		区分		留学生の寄宿料	研究者の使用料	備考	府中国際交流会館	单身室	月額 5,900 円	月額 8,900 円		夫婦室	月額 11,900 円	月額 17,400 円		家族室	月額 14,200 円	月額 25,800 円		小金井国際交流会館	单身室	月額 4,700 円	月額 12,100 円		夫婦室	月額 9,500 円	月額 26,400 円		家族室	月額 14,200 円	—	研究者用の家族室は無し。			
区分		留学生の寄宿料	研究者の使用料	備考																															
府中国際交流会館	单身室	月額 5,900 円	月額 8,900 円																																
	夫婦室	月額 11,900 円	月額 17,400 円																																
	家族室	月額 14,200 円	月額 25,800 円																																
小金井国際交流会館	单身室	月額 4,700 円	月額 12,100 円																																
	夫婦室	月額 9,500 円	月額 26,400 円																																
	家族室	月額 14,200 円	—	研究者用の家族室は無し。																															

2 国際交流会館共用部分の電気料、清掃費、新聞・雑誌代等及び退去時諸経費積立金については、以下のとおりとする。

区分	共用部分の電気料、清掃費、新聞雑誌代等	退去時諸経費積立金
单身室	月額 4,600 円	30,000 円 (10ヶ月分納月額 3,000 円)
夫婦室	月額 6,200 円	36,000 円 (10ヶ月分納月額 3,600 円)
家族室	月額 9,800 円	45,000 円 (10ヶ月分納月額 4,500 円)

第7条～第16条の2 (略)

第16条の3 (新設)

第17条～第20条 (略)

(諸料金の改定)

第21条 第2章第3条から第20条に定める諸料金の改定については、学長が役員会、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て行うものとする。

2 前項による改定を行うに当たって、学長は、関係部局に調査を行わせることができるものとする。

2 国際交流会館共用部分の電気料、清掃費、新聞・雑誌代等及び退去時諸経費積立金については、以下のとおりとする。

区分	共用部分の電気料、清掃費、新聞雑誌代等	退去時諸経費積立金
单身室	月額 14,600 円	30,000 円 (10ヶ月分納月額 3,000 円)
夫婦室	月額 16,200 円	36,000 円 (10ヶ月分納月額 3,600 円)
家族室	月額 19,800 円	45,000 円 (10ヶ月分納月額 4,500 円)

第7条～第16条の2 (略)

(真菌検査料金)

第16条の3 外部の者から、真菌検査の依頼があった場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
治療方針付真菌検査結果	21,600 円
非真菌検査結果	2,160 円

第17条～第20条 (略)

第21条 削除

附 則(平成29年4月1日経教規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成29年10月1日から適用する。